

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第77号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																
1	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>397,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>457,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td>520,000</td></tr><tr><td>4</td><td>600,000</td></tr><tr><td>5</td><td>698,000</td></tr><tr><td>6</td><td>797,000</td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>397,000</u>	2	<u>457,000</u>	3	520,000	4	600,000	5	698,000	6	797,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>398,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>458,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td>520,000</td></tr><tr><td>4</td><td>600,000</td></tr><tr><td>5</td><td>698,000</td></tr><tr><td>6</td><td>797,000</td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>398,000</u>	2	<u>458,000</u>	3	520,000	4	600,000	5	698,000	6	797,000
号 給	給料月額																																	
	円																																	
1	<u>397,000</u>																																	
2	<u>457,000</u>																																	
3	520,000																																	
4	600,000																																	
5	698,000																																	
6	797,000																																	
号 給	給料月額																																	
	円																																	
1	<u>398,000</u>																																	
2	<u>458,000</u>																																	
3	520,000																																	
4	600,000																																	
5	698,000																																	
6	797,000																																	
2	<p>第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>330,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>366,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>395,000</u></td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>330,000</u>	2	<u>366,000</u>	3	<u>395,000</u>	<p>第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>331,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>367,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>396,000</u></td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>331,000</u>	2	<u>367,000</u>	3	<u>396,000</u>												
号 給	給料月額																																	
	円																																	
1	<u>330,000</u>																																	
2	<u>366,000</u>																																	
3	<u>395,000</u>																																	
号 給	給料月額																																	
	円																																	
1	<u>331,000</u>																																	
2	<u>367,000</u>																																	
3	<u>396,000</u>																																	
3～6	[略]	[略]																																
	(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)																																

<p>第6条 [略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>第6条 [略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>
<p>2 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>2 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成29年4月1日から施行する。
- この条例（表1の項の改正部分に限る。以下同じ。）による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項及び第2項の規定は平成28年4月1日から、改正後の条例第6条第2項の規定は同年12月1日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第13号）附則第5項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（同項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。